

社協だより 広告掲載募集

枚方市社会福祉協議会

誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり

「社協だより」は、社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会が昭和56（1981）年から、枚方市民に向けて発行（全戸配布）している広報紙です。社協が実施している各種事業だけでなく、社会福祉に関する様々な情報を掲載しています。

申し込みについて

- 発行部数** 約184,500部（枚方市内全戸配布）
- 発行回数** 年4回（6月・9月・12月・3月）
- 申込期日** 6月号→4月1日まで 9月号→7月1日まで
12月号→10月1日まで 3月号→1月5日まで
- 掲載金額**

規格	料金(通常)	料金※ (組織・法人賛助会員)
規格1 (縦 45mm×横 60mm)	33,000円	22,000円
規格2 (縦 45mm×横 90mm)	49,500円	33,000円
規格3 (縦 45mm×横 180mm)	82,500円	55,000円
規格4 (縦 75mm×横 90mm)	66,000円	44,000円
規格5 (縦 75mm×横 180mm)	99,000円	66,000円

※組織会員とは、枚方社協の趣旨・目的に賛同して基本的な構成員となり運営、事業に参加する団体または機関
 ※法人賛助会員とは、枚方社協の趣旨・目的に賛同して支援する法人など

～下記のいずれかに該当する場合は掲載できません～
 〔掲載広告の基準〕

1. 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
2. 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
3. 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
4. 政治性及び宗教性のあるもの
5. 社会問題についての主義主張
6. 当該広告事業の内容を、社協が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
7. 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
8. 美観風致を害するおそれのあるもの
9. 社協の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
10. 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
11. 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
12. 求人広告のみを目的とするもの
13. その他、本会が掲載する広告として不適当であるとみられるもの

〔掲載申込者の制限〕

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業種
2. 風俗営業類似の業種
3. 消費者金融の招集
4. たばこにかかわる業種又は事業者
5. ギャンブルにかかわる業種
6. 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
7. 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続き中の業者
8. 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
9. 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者



社会福祉法人
枚方市社会福祉協議会
 〒573-1191
 枚方市新町2丁目1番35号
 ラポールひらかた内
 電話：072-844-2443
 FAX：072-845-1897
 Mail：soumu@hirakata-shakyo.net